

議案第 4 5 号

志摩市手数料徴収条例の一部改正について

志摩市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市手数料徴収条例の一部を改正する条例

志摩市手数料徴収条例(平成 16 年志摩市条例第 68 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「(土地に関する証明手数料は 7 筆までを 1 件とし、1 件を加えるごとに 100 円を加算し、建物に関する証明手数料は 7 棟までを 1 件とし、1 件を加えるごとに 100 円を加算する。)」を「(追加 1 枚につき 100 円を加算する。)」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 12 日から施行する。